



島根県報

平成31年 1月25日 (金)

第 3,077 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

広域連合の規約変更の許可	(市 町 村 課)	2
換地処分	(農 村 整 備 課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2

【公 告】

公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	3
---------	-------------	---

告 示**島根県告示第49号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成31年1月16日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成31年1月10日付けで県営土地改良事業に係る雲南北地区（中盛工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第51号

平成30年農林水産省告示第2703号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成31年1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	成本 一夫
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4	山本 安市郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、933-5、936、三郎助934	中田 米太
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-4、936	山本 条太郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	角河 邦三郎
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	平岡 勝
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	山本 兼右衛門
鹿足郡吉賀町九郎原九郎谷933-5、三郎助934	水元 久佐衛門
鹿足郡吉賀町沢田段原881、885	木村 正修
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	茶円 留吉
鹿足郡吉賀町沢田段原886-1	茶円 シモ
鹿足郡吉賀町沢田カラヲト谷1131、1138-2、大道端790、790続1、馬橋1110、1111、1112、1113	小田 丕

島根県告示第52号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 区域の名称 東郷（追加）
- 2 土地の表示

平成30年島根県告示第129号（以下「告示」という。）で指定した標柱7号から8号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線、標柱21号から40号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱40号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津4番	21号
隠岐郡隠岐の島町東郷滝ノ腰21番1	22号から26号まで
隠岐郡隠岐の島町東郷湯ノ津2番1	27号
〃 1番5	28号から30号まで
〃 1番1	31号
〃 3番3	32号及び33号
〃 3番1	34号から36号まで
〃 3番2	37号から40号まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年 1月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間
平成31年 1月7日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域
益田市横田町地内